

研究通信

No. 98
1975年9月刊
研究会局
村落社会事務
東京農工大学一般教育部
社会学研究室
東京府中市幸町
(3-5-8)

村落社会研究会第二三回大会

特集号

大会第一日 一〇月八日(水)

(自由・課題報告とも時間内に質疑応答一〇分を含む)

九・〇〇

開会

九・〇〇 九・五〇 自由報告 1

田野崎昭夫

九・五〇 一〇・四〇 自由報告 2

渡辺 兵力

一〇・四〇 一一・三〇 自由報告 3

長谷川宏二

一昼食・休憩 一時間

(この間に運営、編集、宿題各委員会の合同委員会開催)

一一・三〇 一三・二〇 自由報告 4 吉村はぎの

一三・二〇 一四・一〇 自由報告 5 黒崎八洲次郎

一休憩二〇分

一四・三〇 一五・三〇 課題報告 1 菅野 俊作

一五・三〇 一六・三〇 課題報告 2 春日 文雄

一六・三〇 一七・三〇 総会

一七・三〇 一八・〇〇 懇親会場への移動時間

一八・〇〇 懇親会

さい。

宿泊申込みの期限は過ぎましたが、まだ多少の余地はありますので、参加宿泊希望の方は金沢大学二宮哲雄氏まで申出て下さい。

大会プログラム

- 期日 昭和五〇年一〇月八日(水)、九日(木)
- 会場 石川県能美郡辰口町旭台
- 宿泊所 会場に同じ。別紙参照
- 共通課題 「日本資本主義と家」
- 会場案内等 同封別紙参照。(前回送付のものと同じ)
- 訂正 前回ニュースとともに送りました大会会場案内の地図の中で「至高山」は「至富山」の間違いでした。
- 研究通信本号は、大会特集号として、大会プログラム、報告要旨等を掲載します。大会当日用のプログラムやレジュメは別に用意いたしませんので、大会出席の際には、からず通信本号を御持参下

大会第一日

一〇月九日(木)

九・〇〇～一〇・〇〇 課題報告 3

一〇・〇〇～一一・三〇 課題報告についての質疑応答と論点整

理、共同討議

一一・三〇～一二・三〇 一昼食、休憩

一二・三〇～一六・三〇 共同討議（続）

一六・三〇 閉会 ◇

課題報告並びに共同討議の司会者団

後藤和夫（奈良女子大学）

東 敏雄（茨城大学）

安原 茂（成蹊大学）

自由報告

大会報告要旨

一・家と家族の概念的把握

田野崎昭夫（中央大学）

家や家族の概念を規定する場合、それが家や家族の本質的性格と関連するものであるだけに容易ではない。それらは集団か制度か、世帯とどんな異同があるのか、集団であるとしても集団分類において

てどう位置づけられるのか、家族の本質形態は核家族に求めてよいのか、などといった問題が生じてくるからである。

戦前に戸田貞三（敬称略、以下同）は家族を「夫婦、親子並びにその近親者の愛情に基く人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産的関係である」とし、さらに「夫婦、親子というような特殊な関係にある者を中心的成員とする、少數の近親者の緊密なる感情融合に基く小集団である」と規定した。しかし他方、居と食と財の共同を基礎とする近親性、共同性、日常生活の要素をもつた「家に限定せられた親族の日常生活協同体である」とする清水盛光、さらには「親子、きょうだい関係と寝食を共にするという要素からなる」制度（体）であるとする人類学における中根千枝の見解に至るまで仔細にみれば多様である。

そしてこのことはまた、世帯の考え方の問題とも関連する。戸田は家族構成員を世帯主夫婦とその近親者のみとし、世帯主と共産的関係にたたない使用人や同居人は、たとえ便宜的に世帯主の家計中に加わっていても家族員ではなくたんなる世帯員にすぎないとした。しかし他方、家族員であっても就学や出稼ぎなどで一時的に他出している者は、家族員ではあっても世帯員ではないことになり、このような他出家族員の世帯を中野卓は分派世帯とよんで中心的な本拠世帯と区別した。ところがさらに、むしろ家族員は非血縁の者をも含んで差支えないとするのが有賀喜左衛門である。有賀は家族員を近親者に限定するのは民法的な発想であって、戦前の地方農村の有力な農家では妻子と召使いの実質的差異が少なく、むしろ召使いは法律

上の養子手続きをとらない傍系家族員とみることができるとする。

ところでもっとわが国の家族研究にとって重要なのは「家」の概念である。これについては理解は二つに大きくわかる。ひとつは

家族が集団であるのに対し家は制度であるとするもので、戸田が家を戸籍上の名目的集団であるとみたのがそれで、また鈴木栄太郎が家は一つの精神であると言った理解も家を日本家族の特質を特殊なものにして社会的制度的規範から把握したからである。また

家を、家屋によって家業を営み家計を共にして祖先を祀る、家連合の単位である制度「体」とする中野の見解も広くはこれに属する。

これらに対するもうひとつの立場は、家も集団であって家族集団の伝統的な日本の形態であるとする理解である。有賀は、家は典型的な日本の家族であると規定し、これを夫婦中心の家業、家産の集団としてとらえて、その文化的社会的特質を宗教、経済、法律、道德、芸術の諸契機から明らかにした。喜多野清一は、はじめ家を「家父長制的な家長権の統率する家権力の下に成立する歴史的形態」であるとしてこの立場に移っている。けれども家の問題が、わが国の從来の法的家族制度と密接に関連しているからには、法学者の見解を見る必要がある。川島武宣は「家族集団は制度として存在した」と述べて、家は擬制的血統をも含む世帯の共同とは関係のない血統集団であって、構成員の変動をこえて同一性を保持する信念と、父子血統、祖先、伝統などの尊重、所属する家による個人への評価という意識によって支えられるものであるとする。また福島正夫は、家は家屋とこれに結びついた家族の人間集団としながらも、民法か

らみると戸主権によって統轄され家屋と家名を包括した抽象的観念的な親族団体としてとらえる。

しかし、戦後の民法改正によって戸籍権統率される日本の家族制度が法的に崩れたことは、当然ながら家族の構造とイデオロギーに変容をもたらした。そしてこのような家族の変容をふまえて戦後の家族研究に提起された問題のひとつは核家族論（マードック）であった。夫婦と未婚の子女からなる核家族を最も根源的普遍的な家族

形態であるとするこの立場はわが国でも多くの家族研究者に影響を与えた。例えば森岡清美は、家族を夫婦関係を基礎として親子・兄弟姉妹など少數の近親者を主要な構成員とする第一次的な福祉追求集団であると規定し、しかも家族の感情融合的性格は必ずしも必要な条件でないとし、そのアソシエーション的性格（マキーヴァー）を認めつつ、結局、家族は選択に基づいたコミュニティであるとみる。他方核家族論に対し山室周平は、未開社会における母子家族制の存在や、現代社会の家族問題の中心をなす老人単身家族、母子家族、父子家族が例外的といえぬ程の比率をもつてゐる状況から、核家族の普遍性、安定性に疑問を投げ、家族の基本的最小単位はむしろ夫婦、母子、父子といったダイアド関係にあると主張している。ともあれ以上のように、家や家族の概念についての把握はそれ自体多くの問題を提起するものであって、そこでこれを踏まえて、村落における同族や親族の組織、あるいは婚姻、継承、相続、分家、隠居、葬制、墓利といった家族諸慣行に関する諸先達の実証的業績からの教示を得て、家や家族の基本的問題の検討を試みたいと思う。

2・農家と村落の相互規定

渡辺兵力

課題

農家と非農家、農村と非農村との科学的識別の方法は必ずしも明確ではない。この報告は、農家の概念規定についての一試論である。

発想

これまでのところ、一応公認されている農家の規定は農林省の行っている統計調査の単位としての「農家」である。これは一つの約束ことすぎない。

農家を生活する主体と認めるならば、農家の側の主体的自己規定があるはずである。報告ではこの点を迂回して「主体とその環境との相互関係」すなわち環境論的発想によって農家概念の抽象的な考え方を説く。生態学の分野では、「生物個体とその環境とは同時に存在している」と理解している。この考え方を借用して、農家（主体的生活体）を、農家が生活し存続している「場」すなわち村落との関係でとらえるという方法をとる。

農家の規定

「農家とは、お互いに一定の土地を保有しているという事実にもとづいて生れたところのある社会関係を結びあつてゐる「家」である。」

この規定の仕方は統計調査における定義とは次元がちがう。すなわち、農家を生物個体のように考えて、それ故に農家はその所属する環境的社会（村落）の成立と同時に成立するものと、とらえている。以上の規定でとくに重要な認識は、①土地保有という事実と、②そのことをお互いに認めあつてゐる「家々」の存在、という2点である。

ここでいう「保有」概念は、たんなる所有をいいあらわしているのではない。保有とは、(1)人と土地との関わり合いの継続という事實と(2)土地を持ちかつそれを使うという関係、この二つを要件とした土地の「持ち方」を意味している。したがって、土地保有の相互的確認も一時的なものではなく、長い期間にわたつてつづいている状態でなければならない。

村落の規定

相互的土地保有を認め合う社会関係を結ぶ成員を農家と規定したが、そうした社会関係を集団構成の原理としている社会集団がすなわち村落である。

「村落とは、土地保有を成員の要件とするルールが集団秩序の根底にある、地縁的基礎集団である。」

かくして、農家と村落とは主体と環境の関係であり、村落なくして農家は生活できず、逆に農家なくしてその基礎的環境である村落も存在しえない。

このような村落を構成単位とした社会的・地理的空間が農村である。

農家の構造

農村の生活主体である農家を、制度的「家」と所帯的家族との二つの側面をもった構造体としてとらえる。

ここに制度的「家」とは、縦約的関係を主軸として伝承してきたという事実、すなわち歴史的に受けついできたと観念された「家」を、その属する社会が制度的に認めたものである。農家の「家」の側面の構造を抽象化するところの3要因から構成されている。

制度的「家」
家産（土地）
家柄（歴史）
家長（人）

農家の日常生活は所帯的家族の側面で行なわれる。それは、所帯員、土地、経営（家計）を構成要因とした構造体である。
農家の「家」、所帯の構造の如何で、各農家の機能がちがう。農家の「生活」機能（行動）は村落という空間構造のなかで発揮される。

3・農業集落における

戸数変動について

長谷川宏二（農業技術研究所）

(1) 山村地域を中心に、過疎化の進行がもともと目立った昭和三十五～四十三年の間に、農業集落の戸数がどのような変動を示したかについて、高知県を対象事例として統計的考察を試みた結果を報告する。

(2) 戸数減少に伴う「地域論的過疎」といわれる事態が、個々の集落レベルで生じているという現実の山村地域の動きに即して、社会的生活単位としての集落が、いかなる戸数規模を限界として成立するのか、そのことの確認のための予備的考察として進めた。

(3) この問題を量的に把握するためには、特定年次における総計乃至平均を比較することは無意味で、個々の集落の戸数規模の動きをトレースしなければならない。そのための原資料として、ここで高知県過疎対策本部が農業集落調査をもとに、その後の変化を整がった関係で他の土地と関わり合いをもっている。たとえば経営手

段的利用、財産（資産）的 土地所有というかたちで関係している土地もある。この方は、所帯的家族としての農家と土地との関係には制度的「家」（保有）と所帯的家族（所有・利用）との二面が併存している。このような家産としての土地には種々の地目があるが、ほぼ各地共通している基本的地目は宅地（家屋敷）である。これは世代を通じて受けつがれるべき土地であり、原則として増減がない。

理してまとめた「高知県集落台帳」によることとした。この資料には、県内二、四〇〇余の集落それについて、昭和三十五、四十、四十三の三年次の世帯および人口数、増減率が記載されており、以上統計処理に適している。

(4) 山村地域の動向をより明確にするために、旧市町村を単位とした農林省統計情報部の経済地帯区分に従って山村、農山村、平地村に区分して集計・加工作業を進めた。その結果の概要を列記すれば、次の通りである。最終的な集計集落数は、山村八九一、農山村九五〇、平地農村五六一、合計二、四〇二である。

① 農業集落の戸数規模階層別の世帯、人口の動きを、まず、昭和三十五、四十三年両年の単純平均で比較した結果、集落戸数規模の上での大・小両極への分化傾向がみられた。経済地帯別では、山村集落の下向（戸数・人口減）と平地農村集落の上向という対照的な動きを示していた。

② 次に、戸数変動と人口変動の関連を、個々の集落の戸数規模階層間の移動状況に従って、A（下位階層へ移行）、B（同一階層に止つたもの）、C（上位階層へ移行）の3グループに区分し、それぞれの人口の動きをみた。その結果、人口減少のあった集落の占める比率は、A→B→Cへと比例的に低下していた。人口増加のあった集落の占める比率はこれとちょうど逆の傾向を示す。

③ さらにこのA、B、C3グループの中に戸数規模階層を入れて世帯、人口の増減率をみると、同一グループの中でも、戸数規模の大さによる相違が明らかにみられ、下位階層ほど世帯、人口の減少率

が高い。また、戸数規模の上で上位階層へ移行したグループでも、山村の場合、下位階層において人口の減少が認められた。

④ 昭和三十五～四十三年の八年間の戸数規模階層間の移動状況を、経済地帯別、戸数規模階層別にみた結果は、次のとおりであった。

昭和三十五年を基準年次としたその後の階層間移動（上向・下向）は、山村地域において、すべての戸数規模階層を通じて上向集落が一〇%以下に止まるのに対しても、下向集落がそれを上回っていざれも二〇～三〇%を占める。逆に平地農村では、各階層とも上向集落の二〇%台に対して、下向集落が一〇%以下に止まる。農山村では下向、上向集落が各階層ともほぼ同じ比率で一〇～二〇%を示す。

これを昭和四十三年でみると、昭和四十三年の同一階層に属する集落のうち、山村では、Ⅳ（七一～一〇〇戸）階層を境にして、それが以上層で上向集落の占める比率が高くなる。Ⅳ以下層では下層へゆく程下向してきた集落の占める比率が高い。農山村も大体山村と同じ傾向を示すが、その比率は、山村に比して遙かに低い。平地農村では、下向してきた集落数が上向してきたものを上回るのは一（一〇戸以下）階層とⅡ（一一～二〇戸）階層だけである。

⑤ 昭和三十五年を基準年次とした場合、まず山村集落において、その後の移動率が高いのは、Ⅳ（五一～七〇戸）及びⅢ（七一～一〇〇戸）の二階層であり、その大部分が下向集落である。Ⅲ（二一～三〇戸）・Ⅳ（三一～五〇戸）階層ではこの移動率が低まりⅠ（一～二〇戸）層で最低となる。

逆に昭和四十三年を基準年次とした場合、下位階層ほど下向して

付表 集落戸数階層別移動状況

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計 (昭35)	移動集落率(%)	
										上向した集落	下向した集落
平地農村	I	3	1	0	0	0	0	0	4	25.0	-
	II	5	31	8	0	0	0	0	44	18.2	11.4
	III	0	6	57	27	0	0	0	90	30.0	6.7
	IV	0	1	4	117	37	1	0	160	23.7	3.1
	V	0	0	0	13	87	23	4	0	127	21.2
	VI	0	0	1	1	2	39	18	1	62	30.6
	VII	0	0	0	0	0	1	29	9	39	23.1
	VIII	0	0	0	0	0	0	1	34	35	-
計 (昭43)		8	39	70	158	126	64	52	44	561	23.0
移集落率	上向してきたもの	-	2.6	11.4	17.1	29.4	37.5	42.3	22.7	-	-
	下向してきたもの	62.5	18.0	7.1	8.9	16	1.6	1.9	-	-	-
農山村	I	20	3	0	0	0	0	0	0	23	13.0
	II	12	73	10	1	0	0	0	0	96	11.4
	III	1	26	104	26	1	0	0	0	158	17.1
	IV	0	5	31	222	25	3	1	0	287	10.0
	V	0	0	0	31	93	16	2	0	142	12.7
	VI	0	0	0	3	26	76	14	1	120	12.5
	VII	0	0	0	0	2	4	39	9	54	16.7
	VIII	0	0	0	0	0	0	2	68	70	-
計 (昭43)		33	107	145	283	147	99	58	78	950	11.8
移集落率	上向してきたもの	-	2.8	6.9	9.5	17.7	19.2	29.3	12.8	-	-
	下向してきたもの	39.4	29.0	21.4	12.0	19.1	4.0	3.4	-	-	-
山村	I	28	3	0	0	0	0	0	0	31	9.7
	II	28	114	9	0	1	0	0	0	152	6.6
	III	3	5.9	122	11	1	0	0	0	196	6.1
	IV	3	6	61	166	11	1	0	0	248	4.8
	V	1	1	2	53	73	6	1	0	137	5.1
	VI	0	0	1	7	20	32	5	0	65	7.7
	VII	0	0	0	0	5	7	22	4	38	10.5
	VIII	0	0	0	1	0	0	6	17	24	-
計 (昭43)		63	183	195	238	111	46	34	21	891	6.0
移集落率	上向してきたもの	-	1.6	4.6	4.6	11.7	15.2	17.7	23.5	-	-
	下向してきたもの	55.5	36.1	32.7	25.6	22.5	15.2	17.7	-	-	-

きた集落の占める比率が高くなり、 $1\sim10$ 戸以下階層では全体の半数以上を占めるまでになる。この場合、 $1\sim10$ 戸と $11\sim20$ 戸階層との間に一つの「段落」がうかがえるのであり、先の移動率の低さも考えれば、この「階層」が、山村における戸数規模の最低線を画しているようと思える。

⑥平地農村の場合は、昭和三十五年を基準とした場合、その後上向したもののが全階層を通じて下向したものと上回っているが、 $1\sim10$ 戸の二階層に移動の「段落」がみられ、その前後の階層での移動が大きい。

また昭和四十三年基準では、 V 階層を境に上向してきたものの比率増加が目立ち、ここでも V 階層が一つの段落をなすと同時に、 $1\sim10$ 戸階層の移動率の低さからみて、この二つの階層が平地農村における戸数規模階層間の集落移動の二つの「段落」を形成していることがわかる。

(5) 以上の結果から、戸数規模階層間を通じての集落の移動は、上向、下向ともに $1\sim10$ 戸、 V 階層を「段落」として進むことが理解された。つまりこの二階層が、社会的生活単位としての集落の戸数規模を、それぞれに示すのではないかと考えられる。

本報告は、近世後期になって進展する商品経済、貨幣経済の村落への浸透の過程で「家」の変化する側面をとりあげて、改めてこの期の「家」の性格を問うという試みである。

これまで近世の家については各方面から示唆され、多くの実証的分析もなされていながら、家の存在形態にかかる、村落を構成する末端の家々までを含めた政治的支配構造の変化という問題としては十分に注意がはらわれていなかつたようと思われる。筆者はこの点を主要な課題とし、本報告はその一環として、信州更級郡大塚村を事例に近世後期についての様相を述べてみたいと思う。

近世全期を通じての分家過程は、本家を中心として分家群による同族団を形成せしめ、村内に一定の社会的地位を占めてゆくという形態で現われる。それは漸的に進行し、従来の研究により明らかにされているように、特質ある結合原則をもつて村落構造を特徴づけるのである。

とはいえば過程の必然性あるいは分家の性格とは超時代的に一樣に理解できるものではない。この点大石慎三郎氏によつて、信州五郎矢衛新田の村落構造と対比して該村における寛文期の画期性が指摘されたことは注目すべきことといえるであろう。また視角は異

4・近世後期における

「家」の性格の一考察

吉村はぎの（東京教育大学）

にするが、大竹秀男氏によつて検出された点も重要であると考える。

これらを考慮して、村落の歴史研究を筆者なりに整理してみれば、村落構造論という観点から、種々の社会関係の様相を「△村落構造の集中的表現▽の形態」（蓮見音彦氏）として前者から区別して、後者を改めて問い合わせるという研究の方法が、近世についても意義をもつと考える。

本報告で問題とする点は第一に、村落の支配構造の変動を通じて、いわば本家分家関係として、あるいは同族団の社会的地位の優劣として成立した村落の身分階層秩序さらに生活規範までにも、どのような変化を読みとることができるのである。第二にはその変動過程を下部で担う新興勢力はいかなる「家」をもち、旧来の社会関係によるどのような規制下にあるのか。第三にはこれらの全般的過程で、本家分家関係の様態の変化、それに応じて家々は必然的にどのような結合原則を持つようになるのか、等々の点である。

大塚村では宝暦七年に東西の組分けが行われている。そこで両組に混成した同族団は見られない。経緯は東組が西組を分立させるという形態をとるが、以降西組は一村落としての自立性を高めながら両組はほぼ別個に展開していく。村落構造の形態は発足の頃より差異をもつて現われるが、そこにどのように同一の傾向を内在するかは、性格を変化させつつある「家」にも読みとることができるのである。

概略的といつて結論として、「家」を規定するのは、この期に至つて本分家関係あるいは同族結合というより、村落構造の展開が自

ら体现する諸社会経済的要因であることが指摘できる。しかしそれは「家」の崩壊過程を示すものではない。性格の変化が看取できるということであるが、少くとも歴史過程に「家」を位置づける一端とはなるであろうと思う。

△分析▽

△大塚村における支配構造の変動過程と「家」

(1) 「東西組分け」の分析

(2) 東組 M家の分析

(3) 大塚村西組の「家」の動静

(4) 分家の性格

(5) 農民層分化の進展と「家」

(6) 近世後期大塚村における「家」の性格

補「宗門改帳」と「五人組帳」における「家」

5・戦後高度成長期の

北海道農村市街地について

黒崎八洲次郎（北海道教育大学）

本文省略

一・商品経済と「共同体」の解体

菅野俊作（東北大学）

山村の古い経済と社会の構造は、地すべり的な人口の過疎化に象徴されるように、いままさに崩壊に直面している。東北地方に限らず農地改革前の山村では、基本的には、雜穀を中心とした自給的な農産の上に、馬産（一部は牛産）を中心とした畜産と、製炭を中心とした林産が生計の手段であった。こうした生産の発展段階では、耕地の賦役（労働地代）や刈分小作、家畜の仔分けや分収貸借、製炭の焼子や分収造林など総じて前期的な生産関係が一般的であった。そしてこれらの生産には家の自立に先行する農林家の集団として、「共同体的」な生産の生活組織（部落契約講）がなお強固に存在していた。

従つて、農耕地の解放に限定された農地改革の成果も、平地農村のように劇的なものにならなかったから、二十年代を通じて上記の基本的な生産上の諸性格はなお継承されていたといえよう。これが急激に解体し始めるのは、二十年代の半ばを起点とする治山治水、電源開発などの公共事業の発展、軍馬需要の減退、農機具及び化学工業の発展に伴う馬産と製炭という二大生産の潰滅的な打撃を契機としてであるが、基本法農政の発展契機となつたMSA体制、三十年後半からの経済高度成長を背景とした総合開発、大都市を中心とした爆發的な労働力需要の増大、四十年代後半からの米の生産調製および新全総による地域開発と工業化政策の展開は、これをさらに決定的なものとした。

この間、山村は一般的には、受動的に混亂をくり返してきたにすぎなかつたが、なかには大規模な開拓、その省力化、特産物主産地の形成、酪農や食肉牛による畜産振興など、内生的な農業生産力の発展をバネにして、経済と社会の構造を再編成していく事例も少なくない。これに対し、こうした生産力の内生的な発展がないままに、西南型の拳家難村、水稻单作村の季節出稼ぎ、都市近郊村の日雇い賃労働者化など、タイプが異なるとはいえ、労働力の商品化に結果していった事例が多い。ここでは、新たな社会を発見することなく、古い生産と生活の組織を失いつつある。

例えば、当村研鳴子大会で二十年代までの経済と社会の基本構造を報告した、同町鬼首地区をほぼ一〇年間隔で調査してみると、まず二十年代の治山治水、電源開発（二十七と三十二年の鳴子ダムの建設がそのシンボル）を契機として、従来の国有林労働は公共事業の賃労働に転換しつつ、三十年代の「全総」に基づく開拓（四十年の国道仙秋ラインの縦貫に集約）に対応して、それが男・女を問わず全村的に普及し、現在では約九九%の農林家が人夫・日雇いに從事するにいたっている。四十年代から集中的に農林業の近代化諸事業が実施されたが、これによつて農林業の近代化を実現するどころか、この事業 자체によつてかえつて村内の賃労働化が促進された結

果となつてゐる。そして、四十年代後半から、大手のM地所が觀光開発のため約一〇〇〇haの用地の買収に着手した。まず労働力を売った農民は、統いて生活と生産の基盤を賣ることになり、山村の經濟と社会は将来の方向を見出すことなく、急激な解体に直面し、外来的な大手資本のもとに再編成されようとしている。馬産を通じて陸軍に、製炭原木を媒介にして国有林に支配されてきた農民は、いま独占資本の下に従属させられようとしているわけである。

もつとも、自然經濟的な生産と生活の組織である「共同体」的な組織は、商品經濟の浸透によつて、岩手県煙山村の如き山村でも、幕末期にすでに機能的に分化し、また内部的にも分解しつつあつたが、また、宮城県遠田郡のような水稻単作地帯では、明治中期の大規模な水田造成と耕地整理事業に伴い、個別商業的生産に移行したのを契機に解体し、新たに地主を中心としたいわば縦の組織に転換している。また、青森県弘前市の旧千歳村のようになりんご地帯では大正末期・昭和初期に、そして、山形県西村郡西川町の林業地帯ではやはり同期に、それぞれ部落有林野の村有基本財産への統一と内部分割を契機にりんごおよび杉の個別植栽によつて解体を開始している。

このほか、われわれは東北地方のいくつかの村落構造について調査を行ない、二十年代までの実態を明らかにしたが、これらの代表的な事例をとりだし、その後の發展方向を三つの類型別に比較してみると、その一つが、俗に岩手県のチベット地帯といわれる地域で明治前期に法認された巨大な地頭有牧野が、大正末期に地頭の「ユ

ンカー」的な林業經營地として囲い込まれたため、局限された農民的利用地をめぐつて、激烈な山林争議をひきおこした。しかし結局前期的な山名子・焼子や牛馬小作制度の再編成基盤に転化した。しかし農地改革である程度解放された結果、牧野は耕地や林地化しつつ前期内の諸制度も急速に解体方向をたどつて岩手県山形村の類型である。もう一つは、膨大な牧野が明治前期に国有地に編入され、明治後期からの造林の進展に伴い、牧野は縮小の一途をたどり

大正中期に限定牧野として局限されたが、村内の有利な農産物・貿易市場（全国第一位の硫黄鉱山）に恵まれたため、商業的な農・畜産（酪農）業が發展した結果、牧野解放を契機に、自然牧野は急速に個別所有化し商業的農・林業の發展基盤となるか、あるいは酪農の基盤たる栽培牧野に転化した岩手山麓の松尾村の類型である。この類型は戦後かなり一般性をもつものといえる。これに反して、農地改革後もなお引きわだつた内生的な生産力の發展もないままに、山村構造の典型的・原基的な形態を残していたのが、すでにのべた鳴子町鬼首地区であったが、三十年代からのこの解体過程はすでに抄記したとおりである。

そこで、「資本主義と家」の問題を、「共同体」の解体過程として

- (1) 幕末（岩手県旧煙山村）
- (2) 明治前半期（宮城県南郷町）
- (3) 大正期（岩手県大野、山形村、山形県西川町）
- (4) 昭和二十・三十年代（岩手県松尾村）

(5) 同二十九～四十年代（宮城県鳴子町）などを中心に報告したい。

2・戦後ににおける

「いえ」と「むら」の構造的変化

宇都宮市中平出集落を事例として

春日文雄（宇都宮大学）

本報告は、宇都宮市中平出集落における一九五〇年～一九七五年の二五年間に亘った期間に「いえ」と、「いえ」相互によつてとり結ばれている「むら」との関係が、どのような構造的变化をとげたか、それがまた、どのような運動をしつつあるのかをあきらかにしようとするものである。

(1) 中平出集落は、一九五〇年当時四〇戸の農家と二戸の非農家計四二戸によって構成されていた水田を中心とした「むら」である。この「むら」の農民の耕作する水田（五〇ha）は、鬼怒川に近海し、県内で有数の高い反収をあげ、またその五〇%の面積には大・小麦が裏作として作付されていた。この裏作の問題は、川辺の「むら」にかかわらず灌漑用水の末端にあたるという条件の悪さとあいまつて、春の労働関係を規定した。

(2) 以上の条件によって短期間に麦刈り、田植をすまなければならず、また当時の畜力耕段階では労働力一人当たり約五反七畝が耕作の限界である。それが協業、分業によって結合した家族内の生産における労働の共同組織の規模を決定し、さらに、労働力の再生産を

軸とした扶養の共同の単位としての家族の規模をきめる要因をなしていた。

(3) また、農業の生産労働は家族内の共同組織のみで完了するものではなく、「いえ」相互の間で「結い作業」、「手伝い労働」、「臨時雇労働」等の労働関係を補完条件とすることによってはじめて完了することができた。こうした労働力の交換、あるいは雇用関係が、どのような「いえ」の相互関係をもつたもの同志の間でおこなわれるのか、またその交換はどのような質のものであったかが問題となる。

(4) この時点では旧地主・小作関係・本分家関係（含擬制的分家）とならんで畜力の貸借関係がその通路をなしていいたことをここでは指摘しておくにとどめるが、このような生産の労働過程における交換、生産手段の貸借関係が一九五〇年段階における「むら」関係を規定する条件であった。

(5) 一九五〇年時点での「いえ」の構造、あるいは「いえ」相互関係としての「むら」の構造が農業生産力段階に規定されたそれであつた。ことばをかえるなら農業内部から生み出されたそれであるとするならば、一九六〇年以降における変化は、機械耕に発展するという農業内部の動きを無視するものではないが、農業外の産業構造の変化によつてもたらされたものである。

(6) 農家労働力の流出は、家族労働の共同組織を崩しながら、それを縮少させ、さらに家族規模を縮少させるという量的変化をあたえたが、それは単に量的変化にとどまらず、「いえ」の構造に質的変化

をもあたえている。農業生産における労働の共同組織を前提としてることにしたい。

いた扶養の共同も、賃労働収入によって支持されている層が広範に生み出されている。こうした農民家族は必然的に賃金水準によって家族規模を外から規定されるというメカニズムをあたえられてくる。「いえ」の量的、質的な変化はさらに、「いえ」相互の関係をも当然なことながら変質させていく、生産手段の利用関係においても賃耕に代表されるような貨幣に媒介される経済関係におきかえられていきつつある。

3・畑作地帯の家と家族

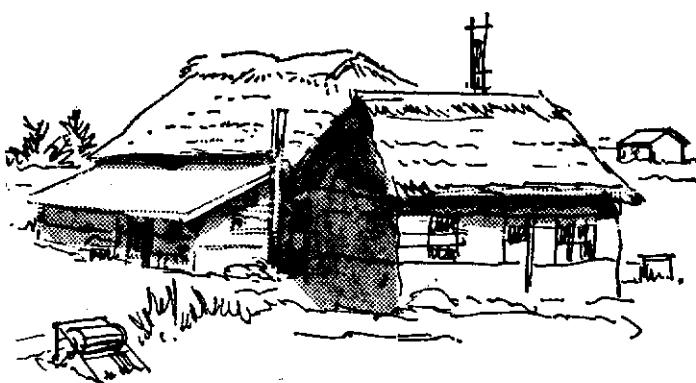
米村昭二（岡山大学）

家制度が稻作の生産構造や労働組織と大きくかかわっていることは、周知の事実である。

だとするならば、畑作地帯の家と家族は、どうなのか。はたして家制度は存在するのか。

もし存在するとするなら、それを支える社会経済的条件はなにか。また、存在しないとするならば、なぜか。などは当然考えられてよいテーマである。それなのに、畑作地帯の村や家族は、とかくデビアント・ケースとして無視されて来た嫌いがある。

したがって、本報告では、こうした視点から、畑作地帯の村である徳島県東祖谷山村中上、大西、それにもしできたら長崎県三井楽町岳を対象地に選び、隠居慣行、末子相続制下の家と家族を分析す



宿題委員会通信

しいいただきたいと存じます。（事務局記）

別項の如く、第三回研究会をおえて、今年度の宿題委員会の研究

会活動を終えることができました。今年度は、宿題委員会の発足も
おくれ、また種々の事情から委員が一堂に会する機会が得られず、
必ずしも十分責任を果すことができなかつたかと思ひますが御寛恕
下さい。かねてから共通課題について宿題委員各位に御意見をうか
がつていたところ、別記のようにお便りをいただきましたのでこの
機会に通信に掲載させていただくことにしました。御参考になれば
幸せです。

なお、今年度の研究会經緯をふまえて、大会の共同討論に資する
ため、討論に先立ち、宿題委員より若干の時間をさいていただくこ
とを運営委員会において御承認を得ました。　（安原茂記）

共通課題によせて

宿題委員のお便りには事務局の判断で見出しをつけさせていただ
きました。また、前年度大会での宿題委員会の「共通課題と今年度
大会の報告について」という、大会場で配布された討議資料も併せ
て掲載しました。今年度大会では共同討議の時間がかなり多くと
てあります。本号にのせた諸資料のほか、共通課題「日本資本主義
と家」についての研究会報告のついているニュースN.O.・九一・九
八号を是非検討御持参いただき、大会での討議を実りあるものにし

1. 家をとりあげることの意味と視角

松本通晴（同志社大学）

大会課題報告について、その後に思いついたことの一、二を氣楽
に感想として申し上げることにします。

一、「日本資本主義と家」という課題について、すでに高山さんによ
つて、前年度の研究会及び大会報告から論点がいくつか整理さ
れているのを読んで、それでもその論議を集約させることができ
にむつかしいかをつくづく感じさせられました。あわせて研究会
の報告からの問題提起と、大会報告を素材としての論議との間に
は、多少のずれのあるようにもみうけられました。それで切角の
研究会からの問題提起が大会の論議の素材となり、生かされるよ
うに工夫できないものかと思うのですが、如何がなものでしょ
うか。

一、その場合、課題との関連で、私などには、何故現在、家が大会
の課題報告として取り上げられて、しかも二年連続で取り上げら
れるのか、という問われ方が大会の論議においてもあってよいよ
うに思うのです。戦後の農村研究のひとつの中でもあった家ない
し家族主義の問題が、大きな成果を生みだす素材でありましたが、
その後にそれが種々の形で継承されつつも、特に村研大会の課題
として登場するまではかってのようではなかった。それで再び大

きく取り上げられたのは、そこに当時とは違った別の問題をかかえつつも、またそこに見過ごすことのできない共通の問題が横たわっているからだと思うのです。それで可能ならば、かかる意味で、

戦後の家研究史から問題を出していただけたらと思うのです。

一、このことを受けて、戦後の農漁村の家調査の報告をお願いしたいと思うのです。しかしそこにおいても、家を取り上げることの意味と、家を現代において取り上げる視角とを出していただいたらどうでしょうか。たとえば私などには、家の変動という視角から既存の文献や調査データを読み取り、整理する中で、ひとつの展望が得られはしないかとひそかに思つたりするのですが。

一、更に来年度の課題についても意見を求められたのですが、実はそこまでもまだ考えが到つておりませんので、思いつきということになってしまいます。それでもひとつ話題提供ということになればと思い、書き添えます。

それはここしばらくの間、むらの解体であったり、農村の都市従属、家の問題というように、家や村が資本や政治の下に解体に向けられた方向での追跡が中心であったように思いますので、もちろんそこにはまだまだ煮つめなければならない問題が多く残されているけれども、ここで一度、むらを形成の視点から、ないしはむらを改造の視点からむらを改造してきたこととの農民の試みを浮び上がらせてることによって、むらをもう一度検討してはいかがなものでしょう。それはさらに、むらをもっと広い場で捉えるという問題へと発展すると思います。

以上、思いつくまま書き記しましたので、充分な形をとりえないことはいうまでもありませんが、そのことをどうかお許し下さい。

2. 農民層分解・ムラの解体・新しい農業主体の形成との関連

後藤和夫（奈良女子大学）

村研宿題委の本年度課題の具体化に関して、何らかの意見をとうご連絡をいたしましたが、私はこの四、五年来、大会にも出席つねならずという状態になってしまっていますうえ、昨年の大会にも欠席してご迷惑をおかけしています。そのため大会や委員会の討議や雰囲気にもふれず、「研究通信」を読んだうえだけですから、宿題委員の中に指名されている責任は感じるのですが、十分なことを申上げられそうにもありません。

「研究通信」は九六号の第一回研究会の分まで拝見しているわけですが、「前年度報告討議の若干の論点整理」は、高山さんのご努力によってたいへん行届いたものになっていると考えます。たゞ大会での報告や討議の内容は「通信」に十分のるわけでもないのです。その点詳しく述べてみたいですが、本年度の課題に関する限りで申しますと、九六号にあるように、「課題は昨年度の継続とする」とことは当然しかるべきことと考えられますし、大会での「報告討議の対象範囲の重点を戦後段階におくこと」も、昨年度大会で皆さんが諒解ずみであるかのようにさえ、私などは聞いておりました。それは、これまでの大会・研究会の報告討議の経過から考えても当然そうな

らざるをえないよう思います。ただ「重点をおくる」というのは、できうれば本年の報告のなかに、大正一昭和戦前期の実態に関する事を含めたいからです。

右のような二点を前提として、私の希望をのべますと、一つには、そこでは戦後農村の家の構造、機能、それらの変化の過程が、「現段階における農民層分解の性格をとらえ」（九六号二ページ）るために追求されること。二つには、さらにそれらの家の、戦前的な家との差異、およびその変化（解体）の過程が、家相互の関係（地域的家連合）、村およびその「解体」と、どのような関連ないし規定関係を相互にもつてゐるかが明らかにされること、三つには、以上を前提として「新しい農業の主体の形成の条件をさぐる」といった問題に討議をむすびつけていつてもらえば、と思つてゐる次第です。もちろん、高山さんの「論点整理」の中で指摘されている他のいくつかの重要な論点は、右の問題点がとりあげられれば、それに関連してとりあげられてくるはずと考えます。三の「新しい主体」の点になると、近年本格的に農村へはいったことのない私などには、ひどく見当のつけにくい問題ですが、一と二の点は、「現段階の農民層分解」と「村の解体」を家の側面からアプローチし検証することなので、この「家」を課題にとりあげようとした意味も、もともと焦点はこの辺にあつたよう考へています。私の思いこみかも知れませんが。

3. 「農民の自立性」の構造と形成の視点を

東 敏 雄（茨城大学）

昨年来の共通課題をめぐって、二、三思いつくままを書いておきます。

方法論的な問題点は、研究通信を通して昨年来、再三提示されています。現在の主要な課題は、第一に高山さんも指摘されているように（研究通信九六号）、蓮見さん、安孫子さん、高橋さんなどによつて提起されている問題点 자체を具体的な実態報告の中で批判的に鍛磨し、家を問題とするばあいの方法上の共通認識を形成してゆくことだと思います。そして第二には、更にそれぞれの専門領域を踏めた家についての方法論を、すでに提起されている論点との関連を意識しながら、研究会全体の検討素材として提供してゆくことでしょう。そして第三には、第一、第二と密接に関連するわけですが、現在において家を究明することの意義を鮮明にしてゆくことと思われます。

昨年の遠刈田大会において、宿題委員会から、いわば討論の柱として提起された青刷りには、第一点を具体化してゆく手がかりが意識されて書かれていたと思います。そこでは、たしか、日本資本主義の形成・発展に伴う農民の家の変容過程が共通課題であるといつて、その目的には現段階における日本資本主義と農業、農民とかわり合いの解明がすえられていたと記憶しております。そして、

このかかわり合いの具体的な局面として、労働力編成ないし家族協業の様態、家屋とくに土地の所有と相続、家計の構造が指摘されたいたわけです。これらはいずれも、蓮見さん、安孫子さん等による家をめぐる方法論の具体化といえましょうが、昨年の大会においてはその脈絡が鮮明にならないで、有機的な関連を欠くという憾みがないわけではなかつたと思ひます。今年度の金沢大会においては、このような欠陥を補う、なんと申しましようか、技術的な配慮が必要となるのではないでしようか。この点につきましては、研究通信九六号の高山さんの前年度の論点整理に拠つてもう一度、かかわり合いの具体的局面を通して問題にしようとしている抽象的な問題意識を確認しておく作業が必要であるようにも思われます。あるいはこれは、個々の会員の仕事かも知れませんが、ともかくそれは、三つの具体的な局面で把握される農民の家、家族から再び日本社会における都市と村落という問題の出発点に立戻るための具体的道筋を確認しておくことがあります。

このようないわば技術的な配慮とは別に、前の第二点として、すでに提起されている視点に次のような観点を加えてみてはどうでしょうか。どうもいまのところ漠然としていますが、農民の行動様式における自立性の問題です。自立性とはいおう家の村落からの自立性、家族の家からの自立性、家族個々人の家族という集合体からの自立性とでも理解しておいて、行動様式については、農民経営の生産面における自立性と私的・社会的生活における自立性とを結ぶものに重点をおいておきたいと思ひます。先年の研究通信で安孫子

さんは、農民の家族労働報酬の水準と都市労働者の所得水準あるいは賃金水準の数量的比較それ自体にどまらないで、なぜ、前者が後者にリンクされてゆく傾向を持つことができるのか、その根柢こそが問題だ、というような趣旨の発言をしています。わたくしも、この「何故」というところが大切と思います。安孫子さんのこのような発想の前提には、蓮見さんの云う超世代的な連続体としての家と、家族との相互関係を歴史的段階的に把えようという志向があつて、そのきめ手が家の機能だという認識があるようです。そして、この家の機能は生産単位および生活単位としての両機能によって形成され、この両機能の結合様式の差こそがきめ手としての家の機能の歴史的段階差としてあらわれるとしています。このばかり、一般的に、そもそも家なるものが人間の歴史のある時期に、両機能の結合によって形成されたものであるのだから、この両者が分離してゆくことはそのようなものとしての家を前提とした家族が解体してゆくことを意味するのであろうという理解が前提されていると思われます。そして、生産単位、生産の労働組織の側面から圧力を受け生活単位としての側は受身にまわるようほんらいの農民の家、そして両者がきりはなされ生活単位として自立している労働者の家。この二つの家はおなじく家という表現はどるとしても全く別、つまり歴史的に原理を異にするものであって、わが国における戦後の農民の家はこのような原理の移行をおこなつているのではないかと主張されているようです。そしてこのような論理の展開の中心が農民の家族労働の評価の問題となるのでしょう。そして、それはまた、現在の農村の解

体、農民層分解の理解に貢献するものとして、問題とすることの意味をもつものとされています。まあ、このように理解してよいとすればやはり、先の「何故」というところがキイ・ポイントにならざるを得ないと思います。

そこで再び、先の自立性の問題に戻るわけですが、安孫子さんの家族労働の評価についても、あるいは先の青刷りの三つの具体的なかかわりあいについても、究極においては農民の私的・社会的生活、そこにおける行動様式のさきに羅列したような自立性の発展あるいは限界、あるいは特徴と関係させてみるとより一層の意味を持つのではないかとも思われます。この自立性の構造をさきのような思いつきではなくより精密なものとして把握してゆくこと、そしてさらに、自立性を問題とすることの現段階的な意義を村研の中での従来の議論と関連させながら明らかにしてゆく必要があるようになります。そのような総合的な検討はいまのところ用意がありませんので、別のこととして、当面は、先に述べたような自立性の形成の度合、あるいは限界を確定しておくことが、実践（農村を自立の思考の場として造りあげてゆき、一般論的には労働者との連帶性の前提としての自立的思考の農民層が拡大してゆくという方向性をもった各種の実践）にとっても重要な意味をもつであろうこと、また、同じことですが、農村の理論的把握にとっても重要な意味を持つことを予想しておいて、次のような問題視角を列挙してみたいと思います。

第一は、明治末から大正期にかけて、例えば暉嶺衆三さんが前に費用価格ということで問題としたようないわば近代的産業人（これ

は私の解釈による表現です）としての方向性をもつた農民層の変化（この変化は戦前の段階における自立化の基礎と考えられます）と戦後段階におけるいわゆる自家労働力の評価とが、どこでどう違うのか、それを発展段階的に関連させて、あるいは区別して考えることです。実は、後で、金原左門さんが大正デモクラシー状況の基礎として把握されているところも、このような明治末、大正期以降の農民層の変化と思われますし、また昭和期になって、ファシズムの下に編成されてゆく、その上からの枠組み・強制とは別の、下からの自発性めいたものの可能性の基礎もおなじものの他の側面とも考えられますので、そこら辺を意識した関連は戦後を考えるばかりでも重要ではないのかと思うのです。

第二には、戦前との関連を大まかにでも意識したうえで、戦後の昭和二〇年代、三〇年代、そして現在のそれぞれの時期を自立性の構造と限界という視点から特徴づけることも、意味があると思うのですが。ここではおそらく、農民の労働力の価値評価が戦後の時期的特徴をもったものとして検討される必要があるのではないかと想います。

第三は、むしろ順序としては逆ですが、自立性なるものの構造を細かく検討してみるとも独自の課題になるのではないかと思います。ここでは、小農経営の経営としての自立性・完結性ということだけでなく、それが農民の私的な、社会的な行動へ生活面だけではなく生産面、その統一の局面も含めて）とどう関連してゆくのか、また、それはそれぞれの時期の中でどのような社会全体的な意味を

持つのか、そんな方に重点をおいた検討も必要ではないのかとも思われます。

以上とり急ぎ、宿題委員の責任の一端を、と思って筆をとりました。羅列的である上に他の方の御意見について誤解があるかもしれません。そのときはお許し下さい。

4. 資本主義下の農業の特質と結びつく家族経営・労働組織としての農民家族

—現段階におけるその破壊と新しい農民家族の形成—

岩本由輝（山形大学）

私は「日本資本主義と農業」という問題を考えるとき、「資本は農業を苦手とする」ということばが最も端的に現われていると思っています。大体、農業資本主義ということばがありますが、それが典型的に現わされたのはイギリスだけだと思いますし、しかもそのイギリスにおいても農業の資本主義化が達成された時点では、農業は後進国、植民地など、国外の非資本主義的の状況の統一しているところに驅逐されました。これは使用価値目的ではなく、価値目的でもっての生産を推進する資本の論理からすれば、きわめて当然のことでしょう。

ところがイギリス以外の国では、資本主義化が進んでも農業を国外に驅逐することはしませんでした。しかし、そのかわりに農業を資本主義化することはしませんでした。農業を資本主義化しないと

すれば、家族経営ということを基盤とした小商品生産の段階に留めおかざるをえないのです。少くとも明治以降、これまで行なわれてきた日本農業は、そうした資本主義下での農業の最も典型的なものであります。そして、実は常に日本農業と最も対置的なものいわせて貰います。それで、実は常に日本農業と最も対置的なものとされているアメリカ農業も、経営規模という一点を除けば、家族経営そのものです。工業でみられるような資本主義的な経営など、まったく見られません。このことは重要なことだと思います。守田志郎氏の表現を借りれば、とにかく「農業は農業である」のだということになるのでしょうか。

こうなると、農業が農業として続けられる限りでは、家族経営と切り離すことはできないことになると思います。これはおそらく農業法人といったものがうまく行かない大きな原因ではないでしょうか。そうすれば「日本資本主義と農業」ということを問題にするときは、要するに家族経営の歴史を探ればいいということになります。そこではないでしょうか。そこで当然、家族のあり方が問題になります。

しかば、家族とは何かということになりますが、日本ではムラとかイエということばは要するに歴史上、労働組織を意味するものであるという認識に立てば、資本主義社会において存在する非資本主義的な農民家族もまた労働組織ということになります。そうした労働組織としての農民、家族が、所有主体となったり、経営主体となったり、消費主体となったりするわけですが、自作農の場合

のみ、農業におけるこの三つが一致するわけで、戦前的小作農は所有主体ではあります。また、地主、とくにいわゆる寄生地主の場合は経営主体としての意味が自作農や小作農の場合と違っているはずです。なお、家族が消費主体としてのみしか機能しなくなれば、それは近代労働者家族であり、もはや農民家族ではなくなるわけです。

私は、戦前日本資本主義下の農民家族が、日本資本主義の発展のために意図的に作り出されてきたものであることを、「村落社会研究」第十号所収論文その他で機会あるごとに主張してきているわけですが、そうした農民家族が資本の蓄積構造にとってその目的とした意味を持ちえたのは昭和恐慌以前においてであります。昭和恐慌によるこうした破綻をきりぬけるためにファシズムへの急激な傾斜と第二次世界大戦への突入がはかられたのであります。

第二次世界大戦による敗戦は日本を大きく変えたといわれます。農村においても農地改革は、いわゆる寄生地主制を根底からくつがえしました。しかし、ほとんどの農民が自作農となるという形での変革は大きくとも、農民家族の経営主体としての規模は変わりませんでした。ただ、これまで小作農であったものが自作農となつたことによって所有と経営の一一致をみてから、ごく単純にいえば旧小作の農民家族にとって所得は倍増したことになります。そして、こうした農民家族の所得の増大の結果、生じた購買力は戦前において狭隘で低賃金労働力の給源として以上に、工業にとってその存在を期待されなかつた農村市場が、なお戦災等によって極端に低下した生産力水準段階にあつた工業にとって相対的に大きいものとなり、戦

後における資本蓄積の端初（山田盛太郎氏の「再版原蓄期」）において重要な意味をもつたものであります。

そこで村研においては、この時期、すなわち農地改革後の自作農体制下での農民家族の問題をまず一つとらえる必要がありましょう。この間、法制的には家族制度の解体は進められたが、労働組織としての農民家族の解体はほとんど進まなかつたとみてよいでしょう。

つぎに時期的にとらえるべきは農基法下での農民家族ということになりますが、これはいわば日本での農業資本主義化、そして、その結果としての農業の国外驅逐を狙つたもので、高度経済成長政策下での第二次・第三次産業部門での労働力需要の増大と相まって、農業の省力化が推進され、その過程において労働組織としての農民家族の破壊が進められ、出稼ぎ、三チャヤン農業、學家離村、過疎化といった事態が進行したのであります。そして、こうした農民家族の破壊が進められ、出稼ぎ、三チャヤン農業、學家離村、過疎化とともに、歴史の皮肉といったものが見出せると思います。

また、近時、農業の見直し、食糧自給率の向上といったことが、資源問題とからんでいわれるようになつてきましたが、その場合、「農業が農業である」限りにおいて、いかなる農民家族が登場するのか私にとってもきわめて関心のあることであります。

以上、勝手に書きつづりましたが、私にとって最後にあげた三つの時期の農民家族についての具体的なイメージはまったくありません。むしろ教えて頂きたいのですが、私の方から推せるこの人は、という報告者をみあたりません。その意味で無責任な返事ですが、な

お意のあるところ、お汲みとり頂ければ幸甚と存じます。

5. 家の現実様態の把握をめぐる諸論点とその内的・外的条件の究明

—新しい農民的生産力の担い手は何か—

安 原 茂

(1) 「日本資本主義と家」という共通課題は本年度で二年目となつた。いうまでもなく問題領域は広大で、焦点をいくつにしほらなければ、生産的な認識がなかなか得られないであろう。そしてこの、焦点をしほる作業は、現在的な問題関心によって規定されるとするならば、そこであらためて前提とされねばならないのは、従来もしばしば話題とされてきた、「今日、『家』を問題とするのはなぜなのか」という問題であろう。

(むろん、村研でとりあげられる“家”は、“農民の家”であつて、都市の“家”を対象的にはふくまない。したがつて“いえ制度”一般を直接問題とするものではないであろう)

このような共通課題の前提としての認識関心については、前年度の第一回研究会における蓮見報告のなかに一端をうかがうことができる。しかし、前年度の研究会、大会における報告、討論を通じて、問題の所在はようやく明確になりながらも、なお必ずしも十分な展開がえられたとは言い難いように思われる。その意味で、本年度第一回研究会における高山報告は、前年度の諸議論を整理し、今年度への会員の共通認識の展開のためへの豊かな示唆があった。それは主として、「いえ」および「いえ」観念を構成する諸契機、諸側面のうち、今日、問題とすべき諸事項をとりあげ、その現在的様態を、かかる様態をうみだした日本資本主義の歴史的展開の特質との関連において理解すべきことを要請していくものであった。

(2) 小所有、小経営、家族協業、家長権（付隨的に、いえ成員における権威、分業関係のありかた、その一形態としての主婦権）、相続形態、いえにおける即目的意識形態あるいは対目的いえイデオロギー等々、「いえ」をめぐって問題とされるべき諸点（「いえ」を「いえ」として再生産させる諸条件）たとえば家連合のありかた、さらには、「いえ」の再生産における「生産」と「生活」の統合のありかたなどをふくめ）は、高山報告においてほど確認されたが、そのことはむろん、これらの諸問題について、共通の認識が存在するということではない。本年度の大会報告と、その討論のなかに、これららの問題についての共通認識の展開がうみ出されれば、貴重な成果となりうるのではないか。

しかし、それが、単に即目的認識にとどまるならば、今日の段階で「家」を問題とすることの前提となる認識関心とは必ずしも十分にかみあわないだろう。ここでいう認識関心の一端は、たとえば既述の蓮見報告の冒頭にとりあげられている「自作農的土地所有の主体である農民の家ないし家族が、現在いかなる状態にたちいたつており、いかなる点に「解体」の局面があらわれているのか」（村研通信第九一号三頁）ということである。そしてさらに他の局面は、

その「解体」をうながす、内的、外的な諸条件である。共通課題が「日本資本主義と家」という表題として存在しているのはこのようない意味からであろう。「家」のみが問題でなく、「日本資本主義」と、さらに、これを「家」と結びつける媒介としての「と」の意味がさらに問わねばならない。戦前については主として前大会における高山、柿崎両会員報告が、また、戦中期（ファシズム）については今年度第二回研究会における河村会員報告が、戦後現段階については同じく第二回研究会における井上会員報告が、これらの問題にあれば、問題を提起してきてきた。むろんこの側面に関する仔細な展開は時間的にも、問題の性格からいっても、本年度大会の討論のみでつくすことができないことはいうまでもない。しかしその問題の所在両者の関係の形態はすくなくとも論議されるべきではなかろうか。

(3) 以上のような問題群の具体的な解明はむろん私個人としては現在の力量にあまることである。しかし、今日の農業・農村・農民をめぐる危機的状況のもとで、新たな農民的生産力の担い手としての農民の存在形態とその結合様態のありかたをさぐろうとする問題関心にとって、さけることのできぬ課題であることはいうまでもなく、その認識深化のために本年度の大会報告と討論に強く期待するものがある。

本年度の宿題委員の一員として指名されながら、かえりみて、私の非力から十分その責を果すことができず、心のこりはすくなくないが、この点はまた、宿題委員の性格規定ともかかわることがある

ようにも思える。この点はあらためて検討の機会を得られたいと思う。

6. 農業経営における労働力編成・家族協業・家産としての土地所有と相続・家計の構造

一 七四年度大会での宿題委員から提出の討議資料一

宿題委員会（昭和四九年一〇月一二日）

今年度大会の共通課題は、昭和四七・四八の兩年にとりあげられた「日本社会における村落と都市」という課題を、農民の家・家族という場面でより具体的に問題にすることとして設定された。これをうけて宿題委員会では、研究通信九十号にみられるように、この課題を日本資本主義の形成・発展とともに農民の家の変容過程を追求することを通じて、現段階における資本主義と農業・農民とのかかわりあいの特質を明らかにすることとしてとられた。これにもとづいて大会の課題を設定し、運営委員会に対して提案してきた。こうした形での課題設定の下に、これまでに三回の研究会が開かれたが、この過程ではかかる検討を行うにあたって、農民の家・家族のいかなる側面に分析が加えられるべきであるかが論じられてきたといえよう。研究会の過程での問題点については、大会の席上、安原茂氏による報告されるところであるが、とりあえずここでは、農民家族の特質をとらえるにあたって、農業経営における労働力編成ないし家族協業の様態、家産ことに土地の所有と相続、家計の構造

と展開という三点の重要な性が、三人の報告者からそれぞれの形で注意されたことをあげておこう。したがってこれらの点を、日本資本主義の各段階ごとにおさえ、その特徴をとらえ、それらをめぐる規定関係を明らかにすることを手がかりとしつつ、現段階における都市と農村の対立が、農民家族のいかなる変容をもたらし、そこにはかかる問題状況を生みだしているのかを明らかにすることが、今回大会の報告・討論において期待されているということになろう。

ところで、今回の大会においては、自由報告を含めて、八つの報告が予定されているが、これらを概観すると、課題報告はもとより自由報告の場合も、それぞれの報告者がいずれも共通課題を念頭において、課題をめぐる討議のために、問題点と討論素材を提供する方向を示しておられるよう見える。したがって、これらの素材を有効にくみあげて、問題の解明がなされるならば、きわめて範囲が広く、かつ困難な点の多い今年の共通課題に対して、総じて高い成果をあげることが期待されると思われるわけである。このような意図から、各報告者から提出された報告要旨にもとづいて報告の中から提示されるであろう問題点を予想し、宿題委員会としてそれを共通課題にそつて整理しなおすならば、つぎのようになると思われる。

第一に、佐藤常雄氏からは、享保期における諸代下人の解放の過程を中心として、封建的小経営農民層の動向について報告されるが、この中からは、日本資本主義の下での小農民経営に先行する段階での小農民家族の形成とその特質をうかがい知るための素材をとりだすことができよう。これが日本資本主義の下での小農民家族を把握

するにあたっての重要な前提をなすことは、あらためていうまでもない。

第二に、高山隆三氏からは、地租改正の過程における土地所有権の主体についての報告が行なわれる。ここでは、一方からは、この時点における土地所有が、私的所有にふさわしく個人に属するものとして法認されたのか、それとも家の所有というべきものであったのかという、所有権の主体としての個人の自立性という問題を提起し、それによってこの時点における家なし家産の意味を問うことになるとともに、他方では、国家権力が家をいかにとらえようとしたかという問題にも接近することができるよう思われる。国家権力が、その支配機構の一環に家をかかえ込み、それにふさわしい形に再編成をこころみたことは、この時点よりおくれた時期においてとりあげられることの多い問題であるが、日本資本主義における家の問題を考えるとき軽視しがたいものであることはいうまでもない。

第三に、柿崎京一氏からは、日本資本主義の生成・確立期における白川村の大家族の展開が報告される。ここでは、特に養蚕をふくめた家業経営と出稼とによる就業構造・労働力編成と家族構成のかわりが問題とされるわけであり、上述した農民家族をとらえる一つのポイントの、この時点における様態が具体的な場面で提示されることになる。

第四に、二宮哲雄氏の報告は、要旨が提出されていないため内容を推測しがたいのであるが、戦前段階における能登の事例を通じて、ことに親族関係・村落など農民家族をとりまく地域的な諸関係との

かかわりの下に、家族の変容がとらえられるものと思われる。これが、就業構造・労働力編成の面からの家族の変容を把握するにあつて重要な点の一つであることはいうまでもない。

第五に、大野晃氏は、戦後日本資本主義の下での農民家族の変容を、ことにその労働力編成の側面から把握されるが、ここでは特に農民家族の把握の方法論についての言及がなされ、家族の形態的側面や現象論的把握を排して、家族の労働力構成の質的内容の変化の把握が強調される。戦後、ことに現段階の農民家族をいかに把握するかという点については、研究会においても論議が集中し、かつ錯綜したところであり、いかなる方法論を用い、いかなる分析の視点にたつことが有効な分析を可能とするのかという点には、なお問題が多く残っている。

第六に、淵野雄次郎氏は、家族把握の二つの重要な軸と考えられる土地所有と就業構造ないし労働力編成について、戦後の各段階を追って、かつ、低位生産力地帯・都市近郊兼業地帯・主要農業地帯といった地帯類型をふまえた変容の過程を提示される。ここで提供される素材が、戦後における農民家族の変容をとらえる上での基本的な前提条件をなすことは、すでに述べてきたところである。

第七に、益田明美氏の報告においては、現段階における農民層分解の一表現としての出稼ぎをとらえ、かかる就業構造のもたらす家族生活へのインパクトが問題とされる。現段階における都市と農村の対立の中から生じる農家生活の危機的な状況の一つの表現形態の提示として、またこの段階における分解形態の把握として、この

報告からの問題をうけとめることができよう。

第八に、布施鉄治・白樺久・安倍恒雄氏の報告は、現時点における北海道の酪農地帯を対象に農民層分解の形態をとらえ、その分解過程にともなって家族生活にあらわれるところの諸矛盾が把握されるとともに、かかる矛盾の止揚のための新らしい社会関係の創設が問題とされる。現段階における「危機」が、農民の家族にいかなる現象形態をとつてあらわれるのかを問うとともに、その矛盾の止揚の方向と方法を見いだすことが、都市と農村の対立という課題の延長の上に家・家族の問題を設定したことの含意の一つであったことをここにあらためて想起しておきたい。

以上のように今年度の大会における八つの報告は、各段階における農民の家・家族の問題を家業経営ないし農業経営における労働力編成の変遷および家産としての土地所有の性格ないし、その相続の変遷といった角度から解明してきているのであり、それぞれの報告によつて提起される問題点をふまえて、農民の家・家族をとらえてゆくための主要な手がかりをどこにもとめるかを論じるとともに、各段階における変容の過程を具体的におさえることを期待したいと思う。

第三回研究会

九月一〇日、中央大学会館で第二回研究会を開催しました。誠に

俊彦氏（農業綜合研究所）から報告をうかがいました。当日の出席者は次のとおりでした。

大野晃・柿崎京一・川本彰・島崎稔・白井宏明・高橋明善・高山

隆三・中野卓・似田見香門・安原茂。

報告者磯辺氏は、非会員にもかかわらず、研究会のために資料を御提出いただき、息のながい、精力的な調査について、問題意識、調査方法、発見された諸事実等について詳しく御報告いただきました。報告資料や報告討議の全体を掲載すれば大会の共同討議に多大に役立つと思いますが、紙数の関係でそれができないことが残念です。調査の精密さ、持続性、研究主体の調査姿勢などに研究会参加者は感銘をうけたことをお伝えしておきます。磯辺氏からは報告の概要を執筆していただきました。磯辺氏に厚く感謝したいと思います。

報告

「豊原調査」の経過と課題

—「個別農家の歴史」とくに「養治日誌」をめぐつて—

磯 辺 俊 彦（農業綜合研究所）

「豊原調査」はわれわれ十二名（後掲）の共同調査である。したがって、そこには十二個の問題意識が盛込まれている。山登りとしていえば、いまわれわれは漸くその三合目あたりにたどりついたにすぎない。だから本日の報告は、調査結果の報告というよりも調査

経過の紹介であり、それへの私の問題意識のかかわりあいかたについての報告である。

I 私の問題意識

1. 戦後自作農制の荒廃過程が深まりつつあり、それが日本経済じたいを蝕みつつあるとき、いま、われわれが求めなければならぬことは、その荒廃のなかになお如何なる発展の可能性が将来に向って芽ばえつつあるのか、そしてそこからどのような農業再編のための法則性を引きだしてくるか、ということであろう。

2. 一方で労働力破壊的（→土地破壊的）農法の進展。

「米自給」「麦輸入」という食糧供給の基幹体系（昭和二八年M S A 農政起点）→生産の単作化（「施設型」「土地利用型」の分裂）→機械化・化学化・省力化→農業就業率低下・土地利用率低下。つまり戦後農業の跛行的・退行的発展。

3. 他方で労働力自立化（自家労働評価）の一定の進展。強成長政策のもとでの農工不均等発展、格差構造の強化を条件として。

- (1) 昭和二〇年代 II 犁耕段階 II 年雇労働基準。
- (2) 昭和三〇年代 II 耕耘機（ロータリー）耕段階 II 農業日雇労働基準。
- (3) 昭和四〇年代 II 中型トラクター耕段階 II 一般的臨時雇労働基準。

そのもとで、経営の主流の「家父長制経営」から「夫婦経営」への変質。

4.かかる戦後農業発展の跛行的・退行的性格（土地の自然力の荒廃と労働力 II 人間の自然力の荒廃との結合進展との引換えでの勞

効力「自立化」の一定の進展という奇妙な関係。そのような戦後農業の「近代化」過程。」の基本点は、戦後自作農制が戦前から引継いだ、「零細農耕と零細土地所有との相互規定性に求められなければならぬだろう。かかる所有形態の具体的なありかたは、「労働様式」（そこでの個人性と集團性との相互的な規定関係）に統合されるものとして捉えられる（拙稿「戦後自作農制の土地問題」「農業経済研究」四四巻四号）。

戦前の寄生地主制のもとでの土地所有構造は、たんに零細農耕↑寄生地主的土地位所有という規定性のもとにあつたのではなくて、基底における直接生産者層の零細農耕と零細土地所有との相互規定関係と、それを土台として立する寄生地主的土地位所有という、いわば所有の重層構造をもつものであった。

（零細農耕↑零細土地所有）↑寄生地主的土地位所有

（村落構造）

（小農的部落共同体的關係） 所有

それゆえ、われわれが当面している課題は、この直接生産者層の「労働様式」に規定された土地所有構造に焦点を合わせながら、土地所有論と農法論とを、いかに歴史具体的に統合して把握していくか、ということであろう。

II 以上の視点をどう調査方法論に反映させていくか

われわれが調査対象としたのは、酒田市市街地から東北一〇キロ

の豊原部落（現酒田市、前飽海郡本楯村）である。農家一二二戸、

非農家一戸。庄内平野のごくありふれた水田単作のむらである。

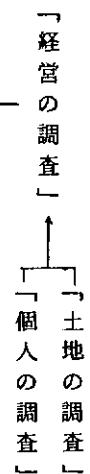
われわれの研究会のメンバーの一人、大場研究員がこの豊原を訪れて調査接触を始めたのは昭和二九年であった。その蓄積のうえに、

昭和四四年以降の基礎資料整備などの準備期間を経て四七年から「庄内農業の展開と村落構造の研究」と題した共同調査を開始した。

2. 調査の経過

戸数二〇余戸の小部落を対象にしているとはいえる、この共同調査はその立体的な深さにおいて、かなり大規模なものとなつた。部落の全宅地・全耕地を一筆毎に追跡した所有・耕作関係の移動調査は、明治初年までさかのぼつて千筆をこえた（「土地の調査」）。部落の全家族員の職業移動を追跡した履歴調査は、先代・先々代にまでさかのぼつて六百余名に及んだ（「個人の調査」）。この「土地の調査」と「個人の調査」を基礎過程調査として位置づけ、この両調査を統合していくために部落全戸について詳細な「農業経営の調査」を過去にさかのぼつて行った。これらの調査の過程で当然に諸局面における農家相互の関連がうかびあがつてくる。それは、そのとき

どきにおける村落構造のありようを指示するものであろう。こうした論点の展開と構成を確認していくために、部落にかかわる諸々の「組織の調査」および「周辺部落の調査」をも実施した。



「組織の調査」 「周辺部落の調査」

この調査過程で、農家・部落から提供された記録文書の類は、主なもの、例えば土地売買証文などを一農家一冊などに整理して、計百五十余冊に達した。これらの調査結果、文書類の整理・分析はまだ完了していない。いま実施しつつある作業は、これらの資料を消化しつつ、明治から現在にいたる農家百年の歴史を一戸一戸について描き出していくことである。それは非農家、離村し消滅した農家をも包括することによって部落百年の歴史を描き出すことにもなる。われわれは、これを「個別農家の歴史」として刊行する予定である。

こうした調査をすすめるなかで、われわれは「善治日誌」を入手することが出来た。

III 「善治日誌」をめぐって

「善治日誌」は豊原に生きた後藤善治の、明治二六年（十五才）から昭和九年（五七才）まで、四〇余年にわたる生活の記録である。善治は同部落の勘助家（中層下位の自小作農）の次男として生れ、

当時の義務教育年限である小学校四年卒業後、高等科に進んだが、一年在学中に家庭の事情から中途退学し、十七才まで自家農業に従事したのち、むら内の作助家、市十郎家、および丹蔵家の若勢をつとめ、明治三七年九月、丹蔵家に婿養子となつた。丹蔵家も、むらでは中層下位の自小作農であり、明治十一年に分家して二代目の家であった。当主与蔵が大正十四年隠居して善治は当家の親方となり、昭和十三年に善治は六〇才で没する。そのとき丹蔵家は、水田経営反別三町六反、貸付地一町一反をもつ自小作兼地主の上層農家となつていた。

「日誌」はこの間の善治自らの行動を、その日の天候の詳細な記述とともに、書きとどめている。その記述はすぐれて厳密に記号化されているのでその用語の変化から作業内容の変化を伺い知ることが出来るほどである。またその記述は原則として善治個人の行動にまびしく限定されている。それは彼が若勢のときから親方となる間に貫して変わらない。さらに、感情の起伏はつとめて抑えられる。彼の生涯の間に直面した幾多の家庭的事件その他も、すべて彼のとった行動に即してのみ記録されている。このような「善治日誌」のもつ記号性、個人性、客觀性、（解題2はそれらを「日誌」の日常性と主体性のかかわりとしてとらえている）、そこで歴史性、がわれわれの研究にとってのすぐれた素材であり、他の農家の「農家史」を作りあげるうえで貴重な基準となるものであることは明らかであろう。そこで、われわれは、「個別農家の歴史」の刊行に先立つて、以下の九篇の「解題」を附して「善治日誌」全文を複製刊行

することとした。

解題1 「善治日誌」の周辺（宇佐美繁）

2. 「日誌」にみる日常生活の形式と主体（川口謙）
3. 明治農法の導入過程（大場正己）
4. 家族協業と若勢の労働編成（豊田隆）
5. 休日の社会慣行（陣内義人）
6. 若勢連中の世界（宇佐美繁）
7. 米買出し業の営業形態と性格（武田勉）
8. 耕地整理を画期とする土地編成の展開（磯部俊彦）
9. 「善治日誌」の用語解説（杉山茂）

IV 「善治日誌」解題にみる若干の論点

1. 明治二〇年代後半における馬耕の導入と部分的な乾田化の進展は、春耕から秋耕への繰上げ、苗代作業の集約化をもたらし、さらに全面的な耕地整理の実施（大正二～三年）を条件として整地過程の精緻化をもたらした。それは一般的に労働集約化の進行であり反収増大を条件づけた。かような耕耘整地過程を中心とする春作業の農法的変化、つまり明治農法のその面での定着は大正中期と目される（解題3）。

2. かかる農法変化のもとで、若勢の作業体系は、明治期と昭和期とを比較したときに、なおその骨格は変わらない。春作業集約化のなかで若勢はその管理的作業には基本的に関与しないからである。しかし、秋冬作業の面では、脱穀調整の省力化・外部委託化とともに若勢労働の後退がみられ、代って収穫加工が副業的に増加していく。

若勢の年間雇用の必然性が、そのかぎりで後退していくのである（解題4）。

3. かかる若勢の地位の微妙な変化は、休日慣行の変化と併行して進展する。明治期に休日慣行は若勢の仕事日を規制していく年雇経営の親方と若勢の関係を表現するものであり、それが生家で働く若衆をも規制していた。一定の家族内分業を前提として、馬使い、山草刈りなどその作業担当者が「馬造り」「山伊勢講」などの休日会食に参加する。家のなかでの序列に關係なく、いわば部落横断的に、そうした個々の労働過程に即した組織が形成されるのである。だが、大正八年「二福会」の結成は、かかる横断的組織に楔を打ち込む転機をなした。二福会は十六才以上のあととり集団である。そこで家の序列が部落の内部組織に意味をもつて登場してくるのである。それが農法変化、若勢の地位変化に照應する過程では明らかであろう（解題五、六）。二福会はのち事実上「農業実行組合」に吸収されていき、また「戸主会」「農業会」の結成など、いわば家秩序を核とした部落組織の再編が昭和恐慌を経て戦時体制の基盤として自らを据えていくことになるのである。いわば「家」秩序の体制化。そこで部落の変質。

4. 他方で、耕地整理がもたらした「なわのび」の消滅としかも小作料の据置とは当然に小作争議を激化させる。「日反別ニ旧渡口米ニ直シテ貰フコト」がその眼目であった。その背後に農法体系の変化と部落組織の変質が進行していくことが重要な点である。新らしい技術水準は、結果として新らしい「村並み小作料」水準に到達

する。そのもとで過分の小作料を收取しようとする「非道ノ地主」は排除されねばならないが、他方で應當な小作料をとる「仁道ノ地主」にすら完納できない零細農は「無礼ノ小作人」として処分されねばならない。部落關係における生産力競争の進展。基本的に農民層の相互保証關係としての小作權の、耕地整理造成過程に基礎づけられた形成はその表示であろう（解題8）。

こうした一面での「家」秩序の体制化と他面での一定の生産力競争の進展との二面性が、戦前の到達点としてのむらの様相であった。昭和期は、あるいみでわれわれの知る部落をいわば典型的に微候を示唆している。上層の自小作前進から地主化への動き、下層の滞留・停滯化の状況がそれである。若勢供給層の下層民II被救恤層への固定化——その対策としての「勤納初穂米積立」とその貸付の実施（昭和四年）。かかる滞留化の条件として、とくに明治期に盛行した「米の賣出し」「薬加工品集荷」「売薬」「酒小売」等々の小営業が大正期に入つて基本的に成立しえなくなつていったことをあげなければならない。それらはたんなる現代的兼業ではない。そのもとで小営業と農業とは併進拡大されたのである。丹蔵家が分家から身をおこして、むらの上層農におきあがっていくのも「米の買出し」によってであった。かかる小営業の広汎な存在は明治期における零細農前進のテコであった（解題7）。これら小営業的前進の閉塞が昭和期の暗さを一段と特徴づけるのである。

こうした戦前期農民層の二面的性格が、戦後自作農制の性格を規定するものとなつていくことを、われわれは見ていかなければならぬ。

V 刊行予定

1. 「善治日誌」（五一年三月）

2. 「個別農家の歴史」

3. （「個別農家の歴史」解題・総括）

VI 豊原研究会メンバー（五十音順）

相川良彦 橋辺俊彦 宇佐美繁 宇野忠義 大場正己
金井晃一 金子つる 川口 諦 陣内義人 杉山 茂

武田 勉 豊田 隆

編集委員会から

◎「年報第一二集」原稿募集について

年報第一二集の原稿を左記要領により募集します。応募される方は、大会当日までに編集委員会（柿崎）に、所定の手続きに従つて申込んで下さい。

申込方法

- (1) 氏名・表題（但、仮題でも可）
(2) 論文の内容を要約した「要旨」（原稿紙に記載すること）

なお、執筆要領等に関する詳細は、後日応募された方に通知しますが、原稿枚数は八〇枚（四〇〇字）、原稿ノ切は、明年四月二〇日です。

（追記）年報の原稿には、委員会から依頼する「委頼原稿」と、会員から自由に応募される「応募原稿」があります。いずれも未発表の論文に限られます。後者の応募原稿については、委員会で内容を検討し、採択の可否を決定するという、これまで通りの手続きを行うことを念のために申しそえておきます。すぐれたモノグラフを寄稿されることを期待しています。

● 「調査研究叢書第四輯」および「年報第一一集」の刊行について

既にお知らせの通り、年報の刊行は、今回より壇書房から御茶の水書房にひきつがれることになりました。研究叢書の第四輯は、菅野正・田原音和・細谷昂共著の「稻作農業の展開と村落構造—山形県西田川郡旧京田村林崎の事例—」

A5判函入上製・三・五〇〇円

（会員定価）八〇〇円・送料二〇〇円

つぎに「年報」は壇書房版の第一〇集をひきついで「第一一集」として御茶の水書房から刊行すべく目下最後の追いこみに入っているところです。大会当日に会場でお渡しできる予定です。総頁数は約三四〇頁、定価四、〇〇〇円（会員定価は未定）です。本来ならば少なくとも大会一ヶ月以前に刊行すべきところですが、原稿到着が大幅に遅延したことが最大の原因です。編集委員会の原稿蒐集作業の不手際をお詫び申し上げると共に、次回から原稿をお寄せ下さる会員の方々には、原稿ノ切期日を厳守下さるようお願いします。

次年度大会の開催校について

次年度大会の開催校は中国地区の山口大学、島根大学、岡山大学の御協力で山口大学で開催される方向で話が進められております。広島で開催される日本社会学会との関連も考えながら打合せを統けてゆきたいと思います。

刊行に際しては、前回（一・三輯）同様に福武直会員より出版費の助成をいただきました。出版の困難な情勢の中でこうした調査研究叢書の刊行されたことは、村落社会研究にとってきわめて意義深いことと 思います。著者のご努力に敬意を表すると共に、刊行に格別

のご援助を下さいました福武会員、御茶の水書房に感謝します。

村落社会調査研究叢書 第四輯

菅野正・田原音和・細谷昂共著

世界農村社会学会議派遣代表の推薦について

前回ニュースでおつたえしました世界農村社会学会議派遣代表の推薦の件については各委員から候補の推薦をいただきましたが、九月一〇日の合同委員会ではなお決定をみるにいたりませんでした。

同日の委員会では、このほか今年度大会の運営や次年度大会の開催校等の問題が審議されました。その結果に基いて編集されたのが今回のニュースです。

会員動向

◎新入会員

久保 良雄 農業技術研究所 東京都北区西ヶ原二一一一七

農業技術研究所内

外山 隆雄 農業技術研究所 左 同

森川 辰夫 中国農業試験場 広島県福山市東深津町

番地不明のため手紙が返送されます。至急正確な住所を御連絡下さい。

◎会員住所変更（新住所）

山村マサエ 東京都板橋区徳丸三一八一八

中山マンション二〇三

◎会員住所不明

次の方々の住所が不明です。御存知の方は御連絡下さい。
今泉芳邦・神田嘉延・鹿子木月子・酒井恵真・中島寅雄・

東谷清次

◎お詫びと訂正

1. 前回ニュース九七号の発送にあたり、二、三人の方に九六号が郵送され御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。九七号を追送しましたが、若しお九七号が到着していない方がありますなら御連絡下さい。直ぐお送りします。
2. ニュース九六号の一一页、下段終りから九行目「二〇三万人」は「二・三万人」の間違いでした。

◆後記◆

本号で高橋の担当するニュースの編集は終ります。本号は本来なら、第三回研究会ニュースを中心とするものと、大会特集の二回に分けて発行する予定のものでしたが、大会が迫ってきたため併せて一回に編集発行したものです。そのため、大変に分厚いものとなりました。今年度は五回発行の予定が四回で終ってしまったことをお詫び申し上げます。その点、ニュース発行はこれで終りという安ど感と同時に心残りも致します。もう直ぐ大会です。金沢大学には大変に御迷惑をおかけしましたが、成功裡に終ればと願っております。

村研の恒常的な事務量は、ときには妻子を動員してあて名書きや発送事務などを手伝わせることがあつても、一人でこなせないほどのものではないかとも思います。ですから種々御迷惑をおかけしたことは總て高橋の責任であり、皆様にお詫びしたいと思います。ただ、未経験の仕事のため様子が判らず、年間の仕事の計画と段取りがうまくたてられなかつたこと、気がつかずいうかりしていたことが多々あつたことなどは今後の事務運営に参考にしていただきたいと思います。前回事務局なり、過去の経験者がこれらの点に協力する態勢がとれればと思います。できたら事務処理にも協力態勢が組めれば今後の担当者はやりやすいと思います。代役がないため事務処理が遅れることもなくなるでしょうし、特殊な企画をニュースに盛り込むことも容易になると思います。

事務局を担当して気のついたことを二、三書き記しておきます。

(1) 村研ニュースも次回で一〇〇号になります。なにか記念の特集号を出すことを考えてみたらいかがでしょうか。

(2) 全国に分散している宿題委員は集まりにくいと思います。そのことをふまえて、ニュースを利用した意見の交換が常時おこなえればと思います。

(3) 研究会は今年度は関東地区のみで開催し、通知も同地区会員だけに差上げましたが、各地方でもそれぞれ開催されニュースに報告されればと思います。

(4) 会員の投稿がもっと活発化し、会員によるニュースづくりが積極的になればと思います。

(5) 会員の発表論文、著書が逐次掲載できれば、研究交流に役立ちますし、年報の研究動向執筆も容易になると思います。

(6) 事務局交代後の第一回ニュースの編集の際に、前回事務局が協力するとよいと思います。大会や総会記事など前回事務局に仕事にかかる記事もありますし、編集にもとまどうことが少くなり、協力する中で事務引継ぎもスムーズにおこなわれるということもあります。

(7) 事務局は年間計画を早い時期にたてることが重要だと思います。事務処理の段取りがたてやすいと思います。

(8) 事務局移動のたびに会費納入先が変るのは不便ということで、振替の納入は慶應大学に固定しています。そのため、納入と同時に受取りを事務局から差上げられず大変に遅れて会員に御迷惑をおかけしたことが多々ありました。何かうまい方法はないでしょうか。

(9) 前回総会でとり決められた会費長期滞納者へのニュース発送停止の件は、事務局としてニュースを送らないことに大変に心苦しい思いをしました。また事務上混乱をきたすという問題もかかえております。御検討下さい。

(高 橋 明 善)